

まちだ

募 集

ひなた村臨時職員

対子どもたちの体験活動が好きな方若干名

勤務期間 3月1日～5月31日
勤務時間 午前8時30分～午後5時(月14日以内、勤務日より時間は異なる)

内 小学6年生対象の縄文体験授業等の補助業務

選考書類審査のうえ、面接
申履歴書を1月25日まで(必着)に直接または郵送でひなた村(〒194-0032、本町田2863)へ。

内 なた村 ☎722-5736 FAX 721-9086

ご 案 内

町田市成人式開催します 二十祭まちだ

二十祭まちだ実行委員会の企画・運営により、和太鼓のパフォーマンスや恋愛学講義などを行います。また、タイムマシン作文の返却もありま

す。お知らせが届いていなくても出席できます。
※直接会場へおいで下さい。
対 市内在住の1993年4月2日～1994年4月1日生まれの方

日 1月13日(祝) 午後0時30分開場、式典 午後1時～2時30分(予定)

場総合体育館

※ステージには手話通訳と要約筆記がきます。

内 文化振興課(二十祭まちだ実行委員会事務局) ☎7243-4281 へ。

・2184 ☎050-3085-6554

ボランティア・市民活動団体 支 援 講 座

「活動をより活発にするには私たちのカタチ探し」

現在地域で活動している団体が、今後のステップアップを考える講座です。参加者同士が交流しながら組織や活動を見直せるワークショップや、法人格に関する知識を学べる講義など、これから活動を始めようとする方から活動している方のヒントにもなります。

対 市内でボランティア・市民活動をしている、または予定している団体や個人の方

日 2月8日、15日、いずれも土曜日 午前10時～正午、全2回

場 市民協働おうえんルーム(市庁舎2階)

内 「個人と団体との関わり方を考えよう!私と組織の関わり」「団体と社会とのつながり方を考えよう!組織と社会のつながり」

講 まちだNPO法人連合会会長・長田英史氏、東京ボランティア・市民活動センター相談担当専門員 森玲子氏

定 40人(申し込み順)

費 500円

申 住所・氏名(ふりがな)・電話番号・メールアドレス・団体名を明示し、電話またはFAXで市民協働推進課(☎724-4362 FAX 050-3085-6517)へ、または町田ボランティアセンター(☎725-4465 FAX 723-4281)へ。

町田税務署からの お知らせ

町田税務署 ☎728-7211

申告書の作成相談・提出会場は「ぼっぽ町田」です

下表の日程で、確定申告書(所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税)の作成アドバイスをを行います。申告書の受け付け、用紙の配布も行います。

e-Taxのご利用を

所得税や消費税などの申告書の作成や提出が、自宅からインターネットを使ってできるサービスです。申告相談会場は毎年大変混雑します。ぜひご利用下さい。

※e-Taxをご利用いただくには事前準備が必要です。詳細は国税庁ホームページ(☎http://www.ta.go.jp)をご覧ください。

税に関するお知らせ

記載漏れにご注意下さい 確定申告書の住民税に関する事項

税務署に提出する確定申告書の第二表「住民税に関する事項」欄は、住民税に関する項目について申告するために設けられています。該当する方は記入して下さい。

特に、確定申告で個人住民税(市・都民税)の寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、この欄中の「寄附金税額控除」に記入が必要で、記入がない場合は、控除の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

確定申告(所得税・贈与税・個人事業者の消費税)相談日程

受付時間は午前8時45分～午後4時

会 場	期 間
ぼっぽ町田(原町田4-10-20、地下1階、駐車場は有料)	2月3日(月)～3月17日(月) ※土・日曜日、祝日を除きます。ただし、2月23日(日)、3月2日(日)は申告相談を行います。

※上記期間中、町田税務署庁舎には、申告相談会場は設置していません。

税理士による小規模納税者などのための無料申告相談

町東京税理士会町田支部 ☎729-0777

受付時間は午前9時30分～午後3時30分(午前11時30分～午後1時を除く)

※忠生市民センターでの相談は、建て替え工事のためありません。

会 場	期 間
なるせ駅前市民センター	1月30日(木)、31日(金)
堺市民センター	2月3日(月)、4日(火)
南市民センター	2月6日(木)、7日(金)
小山市民センター	2月13日(木)、14日(金)
鶴川市民センター	2月18日(火)～21日(金)

※小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告が対象です(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く)。

※会場が混雑した場合には、受け付けを早めに締め切ることがありますので、お早めにおいで下さい。

※車での来場はご遠慮下さい。

※会場ではパソコンによる申告書の作成指導は行っていません。

定申告で減価償却の対象となる構築物、機械及び装置、船舶、航空機、運搬具、工具・器具及び備品)

申告期限 1月31日(金)まで
申告場所 資産税課償却資産係(市庁舎2階)

※各市民センターや各駅前連絡所、木曾山崎・玉川学園の各コミュニティセンターでも申告できますが、内容については資産税課へお問い合わせ下さい。

※エルタックスでのインターネット申告ができます。

※申告書が未着の方や新たに事業を始めた方はお問い合わせ下さい。

問 資産税課 ☎724-2119 FAX 050-3085-6094、エルタックスに関すること エルタックスヘルプデスク ☎0570-081459(受付時間 平日の午前8時30分～午後9時)

住宅改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税を減額します。

※工事が完了した日から3か月以内に申告して下さい。

※「簡易耐震工事」の場合は改修工事に必要な要件・基準を満たさないため、軽減措置の対象外です。

※バリアフリー改修及び省エネ改修に伴う減額は、各々の申告により同時に適用されませんが、耐震改修を行った住宅に係る減額制度と同時に適用されません。

内 固定資産税額の3分の1を減額(1戸あたり床面積120㎡相当分を上限)
減額期間 改修工事完了の翌年度1年分
問 資産税課 ☎724-2119 FAX 050-3085-6094

対 1982年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させるよう改修工事(工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

内 固定資産税の2分の1を減額(1戸あたり床面積120㎡相当分を上限)
減額期間 2013年1月～2015年12月に工事が終了した場合 翌年度1年分

ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する、通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは翌年度分から2年分

対 2007年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事(補助金などを除く)工事費用が50万円を超えるものを行ったもの

内 固定資産税額の3分の1を減額(1戸あたり床面積100㎡相当分を上限)
減額期間 改修工事完了の翌年度1年分

省エネ改修
対 2008年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事(窓の断熱改修工事必須・工事費用50万円を超えるもの)を行ったもの

内 固定資産税額の3分の1を減額(1戸あたり床面積120㎡相当分を上限)
減額期間 改修工事完了の翌年度1年分

問 資産税課 ☎724-2119 FAX 050-3085-6094